

令和8年度

目黒区青少年育成基本方針

子育てを支援する地域の輪

青少年育成の基本的考え方

未来の世界を担う子どもが、思いやりの心を持ち心身ともに健全に成長することは区民すべての願いです。

すべての大人たちは、子ども一人ひとりをかけがえのない人間として尊重し、自らの意思でいきいきと成長していくことができるよう子どもを支え導くことを自己の責任としてとらえる必要があります。

また、大人社会の都合よりも、子どもをみんなで育てることを重視する地域社会であることを子どもに示すことが大切です。子どもに対して深い理解をもって、健全な成長を妨げている様々な問題の解決を目指し、家庭・学校・地域社会が連携して子育てをサポートしていかなくてはなりません。

「子育て」とは、子どもが本来持っている力に気づき、自身の力と意思で自立に向けた能力を身につけ、自己を成長させていくことをさします。

—平成17年3月目黒区子どもの条例を考える区民会議「目黒区子ども条例(仮称)制定に向けて(答申)」から抜粋—

目黒区青少年問題協議会

1 子どものおかれている現状

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こどもをまんやかに、こども施策を社会全体で強力に推進していく体制が整備されました。こども基本法では、年齢の規定はなく、すべての子どもが権利の主体として適切に育てられ、意見を表明し、その意見が尊重される等、最善の利益が考慮されることが明記されています。

目黒区ではこれに先駆け、「児童の権利に関する条約」の理念に基づいて、「目黒区子ども条例」を制定し、生きる・守られる・育つ・参加するなどの子どもの権利を尊重して、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく「子育て」を支えるまちづくりを進めています。各方面への普及啓発や、条例に基づく子どもの権利擁護委員制度の運用などの取組を行ってきました。

一方で、子どもを取りまく環境は複雑化・多様化しており、子どもの成長を支える家庭における教育力の低下や、地域社会における人間関係の希薄化などによってもたらされる地域のコミュニティ形成の課題など、学校と地域との連携や協力を充実させていくうえでの様々な課題が生じています。

- スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、児童ポルノ事件の被害児童数やSNS等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童数が増加傾向にあり子どもの性被害は深刻な状況にあります。加えて、いわゆる「闇バイト」等、青少年が特殊詐欺や強盗など犯罪の加害者に仕立て上げられる状況にもあります。こうしたことを踏まえた、低年齢からの被害・加害の防止が急務となっています。目黒区では、令和3年度目黒区健全育成推進委員会において「目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針」を策定し、児童・生徒がさまざまな情報端末等を安全に利用するための学校と家庭での取組について具体的に示しています。
- 子どもへの虐待やいじめが原因の自殺など、子どもの人権に関わる深刻な事態も続いています。特に、虐待による子どもの死亡事件が相次いでいることから、平成31年4月に「東京都子供への虐待の防止に関する条例」が施行されました。また、児童福祉法等については、保護者による子どもへの体罰等が禁止（令和2年4月施行）、保育所、幼稚園、学童保育クラブ等の職員による児童虐待を発見した場合の、発見者の通報が義務化（令和7年10月施行）されるといった改正が行われています。こうした状況の中で、目黒区においても、「目黒区いじめ防止対策推進条例」と、同条例に基づく「目黒区いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見、適切な対処）の一層の推進が求められています。
- 民法の改正により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から親権に服することなく一人で有効な契約をすることができるようになりました。一方、飲酒・喫煙が可能となる年齢等はそのままとなっています。成年年齢引き下げによって期待される効果（自立した活動の促進等）を最大限にし、懸念される影響（消費者トラブルの発生）を最小限にとどめるため、広報啓発や家庭・学校等による対応が求められています。
- 子どもにとって、多様な価値観を持つ人々と協力・協働しながら課題を解決する力や個々のアイデンティティを高めながら国籍や文化の違いを越えてお互いを理解し尊重しあうことが重要であり、多様性を受け入れる意識を持つことが必要です。
- 子どもの健やかな成長をはぐくむためには、家庭・学校・地域が連携し、子どもの安全と命を守り、地域の子どもは地域が育てるという共同行動を具体化し、取り組んでいくことに加え、すべての子どもたちが家庭環境や経済状況、障害の有無などにかかわらず、主体的に学び、社会の一員として生き抜くことができるよう、相談体制の充実や関係機関との連携に

よる支援の強化が求められています。

(1) 家庭の状況

核家族化、価値観の多様化をはじめ、様々な社会・経済状況の変化により、家庭における子どもの生活は大きな影響を受けています。

- 家庭において基本的な生活習慣や社会的ルールを身に付けさせにくいなど、家庭の教育力が低下しているとの懸念があります。
- 子育ての不安や負担感、孤立を解消し、次代を担う若者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもである「ヤングケアラー」は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくくなっています。
- いわゆる宗教2世に対する、保護者の信仰等を背景とする児童虐待への対応の必要性についても指摘されています。

(2) 学校の状況

変化の激しい社会の中で、未来を担う子どもたちが自立して生き抜いていくため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」をはぐくむとともに、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力をはぐくむ教育を推進しています。

児童・生徒の資質・能力をはぐくむためには、ICT環境を最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要です。

一方、いじめ、不登校、暴力行為等の生活指導上の諸課題への対応については、引き続き、学校が組織的に行うことが求められています。特に、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることから、未然防止、早期発見・解決に力を尽くすことは極めて重要です。

- 差別や偏見、いじめをなくすために、子どもたちが人権尊重の理念を正しく理解し、人権を尊重する態度をはぐくむとともに、人権にかかわる問題解決のために行動できる力を培うことが求められています。
- 規範意識や社会性をはぐくみ、行動力や実践力を身に付けさせるなど、道徳教育の充実が求められています。
- 学校は、「目黒区いじめ防止対策推進条例」及び「目黒区いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童・生徒がいじめをなくすために主体的に取り組める環境を整えるとともに、区、保護者、地域、関係機関と連携協力していじめ防止に取り組むことが求められています。
- 児童・生徒一人ひとりに、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成が求められています。
- 運動等を通じて体力を養うとともに、食育を推進するなど、健康教育の充実が求められています。
- 自然宿泊体験、職業体験、ボランティア活動などの体験活動の充実が求められています。

- 「情報活用能力#東京モデル」で示されている「基本操作」「情報活用」「プログラミング」「情報モラル・セキュリティ」といった情報活用能力を計画的に育成することが求められています。

(3) 地域社会の状況

令和7年3月に策定した「目黒区子ども総合計画」は、計画が目指す目黒区の姿として、「社会のあらゆる分野におけるすべての期間、すべての人が協力・連携して取り組み、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指しています。子どもが地域の中で、様々な人とのふれあい、体験活動を通じて健やかに成長し、やがて地域社会の一員として活躍していく持続可能な地域共生社会を実現していくことや、家庭、学校、町会・自治会、住区住民会議、PTA、ボランティア団体等が地域で連携を図りながら活動し、子どもが犯罪から守られ、地域で安全に生活していくことが求められています。

- 生活の利便性向上や生活環境の多様化は、地域の共同体意識を低下させる一因となっており、近隣の人のつながりが希薄になっています。
- 地域の青少年育成者の役割が期待される一方で、地域活動への参加が減り、担い手不足や役員の高齢化・固定化という問題も生じています。
- インターネットを通じた有害情報の氾濫や「8条指定図書」*など、子どもにとって好ましくない環境があります。

*東京都青少年の健全な育成に関する条例8条で、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、残虐性等を助長し、犯罪を誘発する内容の図書類又は映画等について、青少年の健全な育成を阻害する「不健全図書」として指定することができる旨規定しています。

- 青少年の飲酒や大麻使用といった従来指摘されてきた問題に加え、近年は、市販薬（咳止め薬や風邪薬など）を治療以外の目的で使用することや用法・用量を遵守しない不適正な使用を行う市販薬の乱用が広がっています。
- 様々な文化や経済的背景を持った外国人が暮らしており、互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支え合える意識の醸成が求められています。

2 青少年育成推進方針・重点目標

目黒区青少年問題協議会は、青少年育成の基本的考え方にに基づき、子どものおかれている現状を踏まえ、次の4点の推進方針とその重点目標を掲げ、これを推進していきます。

推進方針1：明るく温かい家庭づくりの推進

家庭における豊かで安定した人間関係は、子どもに安らぎを与え、社会性を養い、自立を促進させていくものです。特に、家庭において、規範意識を育てていくことはとても重要です。

家庭が子どもの人格形成に第一義的な責任を負っていることを保護者自身も自覚し、日常生活を通して、自らを律しつつ他人を思いやる心や、感動する心をはぐくんでいくことが必要です。

また、関係機関・団体は、子育て家庭の孤立化を防ぎ明るく温かい家庭づくりを進めるために必要な子育てのサポートをしていくことが大切です。

【重点目標】

- 子育て家庭への支援
- 子育て情報の提供
- 子育てに関する講座等の実施
- 情報端末の適切な利用等メディアリテラシーに関する保護者への意識啓発とフィルタリングの推進及び利用に関する家庭内でのルールづくりのための支援

推進方針2：地域に根ざした学校教育の推進

児童・生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、個性を伸ばさせるため、学校教育全体を通じて「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよくはぐくむための教育を推進することが大切です。また、家庭や地域との連携のもとで児童・生徒が主体的に活動できる場を学校の内外を通じて積極的に設けることによって、児童・生徒の生活体験を豊かにし、自立への意欲及び社会への適応性を高めることが期待されています。

【重点目標】

- 「目黒区いじめ防止対策推進条例」及び「目黒区いじめ防止基本方針」の理念に沿った思いやりの心をはぐくむ教育といじめのない環境づくりの推進
- 児童・生徒の個に応じた指導、互いの個性を認め合い、尊重する教育の推進
- 社会性をはぐくむ教育の推進
- 「めぐろ学校教育プラン」に基づく「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」づくりの推進
- 自他ともに尊重し、相互に信頼し合うなど豊かな心を育成する教育の推進
- 子どもが情報端末等の利用に伴う危険性を理解し、被害者にも加害者にもならないための教育・周知・啓発の推進

推進方針3：子どもの社会参加の促進

子どもが地域活動など学校外の活動に参加することは、豊かな人間関係を広げるとともに、社会性や自立性をはぐくむ大切な機会です。特に、社会奉仕・体験活動の実践を促進するとともに、社会全体でその重要性を理解し、協力していくことが大切です。

関係機関・団体は、子どもが地域のメンバーとして意見を述べ、活躍できるよう配慮し、自らの役割意識などを高めることができるように支援することが必要です。日常のささやかな活動から地域とのつながりが感じられるよう、保護者とともに社会への関わりを促す事が求められています。

【重点目標】

- 地域・学校・関係機関等の連携・協力・調整による、子どもが活動する機会の充実
- 育成者の発掘・養成と活用の促進
- 地域の人材を活用した、学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の展開及びボランティア活動・国際交流・芸術文化活動の推進
- 職業観と勤労観をはぐくむ活動の促進
- 異年齢交流の促進

推進方針4：家庭・学校・地域・関係機関の連携の強化

令和7年3月に策定された「東京都子供・若者計画(第3期)」では、住民に最も身近な区の役割として、関係機関との連携により子どもの状況に応じて必要となる支援の仕組みを構築していくことが求められています。子どもの健全な育成を効果的に進めていくため、いじめ、不

登校、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待等の未然防止や早期対応とともに、非行問題の解消や子どもの安全確保について、家庭、学校、地域、関係機関が様々な情報を交換し、相互の連携・協力を円滑にして、子どもを取り巻く社会環境づくりなどの条件整備に努めていくことが必要です。

また、令和8年度から、学校運営協議会設置校を11校・園に拡大します。「学校を核とした地域づくり」を推進するため、地域学校協働活動との一体的推進が求められています。

【重点目標】

- 地域教育懇談会の取組など、家庭・学校・地域・関係機関の連携強化
- 薬物乱用防止に関する指導の充実
- 青少年が特殊詐欺への加担など、反社会勢力による犯罪被害を受けないための非行防止教育の推進
- 「8条指定図書」や有害情報の排除
- 様々な機会をとらえた人権教育・平和教育等の推進と、いじめ、虐待や非行問題の予防・早期発見、子どもの安全確保に向けた連携協力体制の推進
- ひきこもりの問題等の相談・支援体制の整備
- 「子どもと大人が共に取り組む 明るく朗らかなあいさつ運動」の推進
- ヤングケアラー等の相談・支援体制の整備
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

〔実施機関・団体〕

目黒区、目黒区教育委員会、目黒区立小中学校、目黒区立小学校PTA連合会、目黒区立中学校PTA連合会、特定非営利活動法人目黒体育協会、目黒区商店街連合会、目黒区産業連合会、東京私立中学高等学校協会、目黒区民生児童委員協議会、目黒区保護司会、目黒区住区青少年部連絡会、目黒防犯協会、碑文谷防犯協会、目黒区青少年委員会、目黒区少年団体連絡協議会、目黒母の会、目黒警察署、碑文谷警察署、目黒消防署、東京都児童相談センター相談援助第二課、東京保護観察所目黒担当観察官

※ この基本方針は、目黒区や各団体の取り組むべき施策の方向性を示すものです。

令和8年度目黒区青少年育成基本方針

令和8年3月 目黒区青少年問題協議会発行

事務局 目黒区子ども若者部子ども若者課

電話 5722-8723